

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会 の設置について（案）

平成 20 年 3 月 13 日
知的財産戦略本部決定

1. 知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 2 条の規定に基づき、近年のデジタル技術の発展やネットワーク化の浸透に対応した知財制度の課題と対応の在り方に関する調査・検討を行うため、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会（以下「専門調査会」という。）を設置する。
2. 専門調査会は、コンテンツ・日本ブランド専門調査会及び知的財産による競争力強化専門調査会との連携の下で調査・検討を行う。
3. 専門調査会の委員は、知的財産戦略の推進に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命（当該委員が知的財産戦略本部員の場合にあっては、知的財産戦略本部長が指名）する。
4. 専門調査会の会長は、委員の互選による。
5. 専門調査会は、必要があると認める時は、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. 専門調査会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

(参考)

検討課題のイメージ

- 21世紀のデジタル経済社会を支えるインフラとしての知財制度の在り方
- ネット関連ビジネスの多くで技術的な過程として不可避免的に生じる複製や一時的蓄積等への法的対応の在り方
- 研究開発等を目的とするデジタル著作物のインターネット等を通じた収集、共有、保存等の在り方
- セキュリティ対策ソフトウェアの開発等に必要な複製・改変を伴うプログラム解析の法的取扱い
- 現行著作権法の個別的・限定的な規定方式に関し、技術や環境の急速な変化に柔軟に対応できる法的対応
- コンテンツを利用した新たなビジネスに対応し得る著作物の権利管理の在り方